

「主権の空白」への早期の対応を ——デジタル主権の確保に向けた政策提言——

株式会社KDDI総合研究所 シンクタンク部門 公共政策グループ

2026年9月(初版)

現状認識——なぜ今、対応が必要か

2

① 基準競争の開始

EUは2026年、クラウドの主権性を定量評価する制度（SEAL）を政府調達に実装。クラウド・AI開発法（CADA）案で立法アジェンダ化へ。デジタル分野の主権を可視化する国際的な基準競争が既に始まっている

② 構造化する依存

政府共通クラウド基盤は特定の海外サービスに約97%（システムベース）が集中。デジタル関連の国際収支は年間6兆円台の支払超過が定着（2035年に悲観シナリオで約28兆円との推計も）

③ 物差しの欠如

日本には、クラウドをはじめとしたデジタル分野の主権性——誰が所有し、どの国の法が及び、誰が運用を掌握しているか——を測る共通の物差しがない。EUの評価枠組みの約65%に相当する観点が既存制度の評価対象外

帰結：調達者は判断材料を持たず、利用者は「託すに値するか」を検証できず、事業者は信頼性を競争力に転換できない——評価の物差しの欠如＝「主権の空白」

数字で見る「主権の空白」

3

97%

政府共通クラウド基盤のシステムのうち、特定の海外サービス上で稼働する割合（2025年3月末）

出典：デジタル庁公表値に基づく報道

6.6兆円

デジタル関連の国際収支の年間支払超過額（2025年、3項目）。6兆円台の赤字が定着

出典：令和8年版情報通信白書

65%

EUの主権評価枠組みの8つの観点のうち、日本の既存制度では評価されない部分（重み換算）

出典：当社分析（報告書第4章）

依存の規模（97%・6.6兆円）そのものではなく、それを測り・検証する物差しが欠如していること（65%）が「主権の空白」の核心。物差しがなければ、調達も利用も投資も、判断の根拠を持たない。

提言の基本原則——4原則

原則1 公正な評価

特定の国・事業者の排除を目的とせず、検証可能性を高める。内外無差別、日米デジタル貿易協定・WTO政府調達協定と整合。ローカライゼーション要求とは異なる

原則2 段階的実装

開示から評価へ。機微性の高い分野（医療）から順に段階的に実装

原則3 国際整合

EUの評価枠組みとの互換性を当初から設計に組み込み、DFFTを実装する相互運用性を確保

原則4 官民の役割分担

枠組みと調達環境の整備は政府、信頼に応える実践は民間。複数事業者が信頼性を競う市場環境へ

評価は排除の予防装置：物差しがないまま緊張が高まれば、「主権の空白」は資本国籍等の粗い基準による一律排除で埋められかねない。評価の枠組みの事前整備こそ、開かれた市場を維持しながら空白を埋める現実的な経路

提言の全体像――5つの提言

5

提言1 日本版の主権評価枠組みの検討に産学官で着手する

提言2 クラウドサービスの主権性に関する情報開示を共通化する

提言3 クラウド利用の切替可能性を確保し、選択肢を拡大する

提言4 セクター別のクラウド依存構造の把握を、国が管理者となる医療情報基盤から始める

提言5 DFFTの社会実装として、主権評価の国際相互運用性を確保する

提言1（評価枠組み）が中核。提言2（開示）・3（切替可能性）が調達環境を、提言4（依存構造の把握）が基礎データを、提言5（国際相互運用）が出口を支える構造

提言	骨太方針2026の該当記述
提言1 評価枠組みの検討	「開かれたA I 主権を確立しながらA I ・データ基盤を整備する」(第2章 1.(2))――A I ・データの稼働基盤であるクラウドの主権性を検証可能にする制度的手段を提供
提言2 開示の共通化	機密性の高い情報を扱うクラウドの導入を進め、「2026年中に最適な調達方法等について一定の結論を得る」(第2章 2.(1))――その検討に直接資する材料
提言3 切替可能性	「政府のデジタル基盤の強靱化・自律性向上」(第2章 1.(2))、「データセンター・クラウドの安全性等を確保するために必要な措置」(第2章 2.(2))の具体化
提言4 依存構造の把握	官民投資ロードマップの主要製品・技術等に「クラウドネイティブに最適化された医療D X 基盤」を位置づけ(第2章 1.(1))――その依存構造を把握可能に
提言5 国際相互運用性	「信頼できる経済圏」の構築、国際標準化・同志国等との連携強化(第2章)――D F F Tを通じた実装経路

※ 提言書(第8版以降)は各提言に【関連する政府方針】を明記。与党文書との対応は別紙(説明活動用・社外秘)参照

提言1 日本版の主権評価枠組みの検討に産学官で着手する

クラウドサービスの主権性を段階的に評価する日本版の枠組み（評価軸と水準の体系）について、産学官の開かれた検討の場を2026年度内に設置し、2027年度中に評価軸の初版（試行版）を策定して広く意見照会にかける。

検討すべき論点：評価軸の設計（所有構造・資本関係／準拠法と域外法リスク／サプライチェーンの構成／運用・監視・暗号鍵管理の掌握主体）、第三者評価の主体と方法、既存制度との関係整理、EU枠組みとの互換性。

日本は、EUが27加盟国の合意形成を要するのに対し、単一国家として制度実装を迅速に進めうる構造的な優位性を持つ。

実施主体	産学官の利害関係者
時間軸	2026年度内に検討の場を設置、2027年度中に評価軸初版の策定・意見照会
期待される効果	調達判断・利用者選択の共通基盤の確立。国際的な基準形成への参画力の確保

提言2 クラウドサービスの主権性に関する情報開示を共通化する

政府調達において、セキュリティに加え、主権性に関する基本情報――所有構造・資本関係、適用される準拠法と域外法リスク、サプライチェーンの構成、運用・監視・暗号鍵管理の実施主体と所在――を共通の様式で開示する仕組みを整備する。

第一段階は評価ではなく開示の標準化とし、調達判断の材料として蓄積したうえで、第二段階として評価への活用を検討する。クラウドサービスは品質を事後的にも検証しにくい「信頼財」であり、開示の共通化だけでも情報の非対称性は大きく改善する。実装の経路は一つではなく、既存の評価制度の見直しや調達実務の改善の中で実現しうる。

実施主体	政府（IT調達を所管する関係府省）
時間軸	2026年度内に開示様式の検討着手、早期に調達実務での利用（開示様式に基づく提出・参照）を開始
期待される効果	調達の判断材料の整備。事業者側の開示実務の予見可能性向上。評価制度（提言1）への円滑な接続

提言3 クラウド利用の切替可能性を確保し、選択肢を拡大する

政府および重要インフラ分野のクラウド利用について、（1）特定サービスへの集中度を定期的に把握・公表するとともに、（2）データとシステムの可搬性・相互運用性の確保を通じて、必要に応じて事業者を実質的に切り替え可能な環境を整備する。

特定サービスへの過度な集中は、大規模障害・価格改定・地政学的事情による供給途絶等への継続性上の脆弱性。切替可能性がなければ、開示や評価が整っても実質的な選択肢は生まれない。EUデータ法によるクラウド間の切替（スイッチング）規律、国内サービスの正式認定（2026年）など、環境は整いつつある。政府のマルチクラウド化・認定拡大の取組を、計測可能な形でさらに前進させる。

実施主体	政府および重要インフラ所管府省
時間軸	2026年度内に集中度把握の枠組みを検討し以降定期公表。可搬性・相互運用性はEUデータ法の切替規律等を参照し制度化を検討
期待される効果	供給途絶・障害への耐性向上。競争環境の維持による価格・品質面での選択肢の確保

提言4 クラウド依存構造の把握(国が管理者となる医療情報基盤から)

国内の主要セクターの基幹システムがどのクラウド基盤の上で稼働しているかを把握する取組を進める。民間セクターの依存構造を示す包括的な公的統計は存在せず、この空白を埋めること自体が、評価制度に先立つ第一の政策課題である。

先行対象は、国が管理者となる医療情報基盤（標準型電子カルテ、医療情報の連携基盤等）。設計・法制化が進行中の今しか評価の観点を組み込む余地がなく（制度形成の窓）、国管理の基盤なら把握の要請に法的疑義が生じにくく、個別の医療機関に負担を課さない。新規の大規模調査ではなく、医療DX関連の既存の調査・報告の枠組みに基盤利用状況の項目を追加する形が現実的。

実施主体	政府（関係府省）
時間軸	2026年度内に把握方法の設計、2027年度に国管理の医療情報基盤で先行的な把握を開始
期待される効果	政策判断の基礎データの整備。段階的実装（原則2）を進める際の優先分野の判断材料の提供

提言5 DFFTの社会実装として、主権評価の国際相互運用性を確保する

提言1～4による国内の基盤整備を前提とした、その先の段階の取組。日本版の主権評価枠組み（提言1）をEUの評価枠組み（SEALおよびCADA案の保証レベル）と対照可能な設計とし、将来の相互承認に向けた対話を開始する。相互承認の対象は、安全性の同等性ではなく主権性の検証可能性（準拠法、運用・監視・暗号鍵管理の掌握主体の透明性）。

DFFTの「信頼」を測定・評価する実装枠組みは、提唱から7年を経てなお具体化していない。主権評価の相互運用性はDFFTを制度として実装する具体的な経路であり、2027年に予定される日EU間の閣僚級対話が現実的な機会となる。中長期的には、APEC-CBPRのモデルをクラウド主権の相互認証に拡張する構想（APEC-CSCR構想）も視野に入る。

実施主体	政府（関係府省）
時間軸	評価軸初版（2027年度）と並行して国際対話を開始
期待される効果	日本の事業者の国際市場での信頼性証明。DFFT提唱国としての正統性の具現化



本レポートに関するお問い合わせは以下よりお願いいたします。

<https://www.kddi-research.jp/inquiry.html>